

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見及びそれに対する考え方

■意見募集期間：2023年9月16日（土）から同年10月16日（月）まで

■意見提出件数：16件（法人：10件、個人：6件）

■意見提出者：個人（6件）、一般社団法人電子情報技術産業協会、アマゾンウェブサービス合同会社、一般社団法人日本経済団体連合会、日本マイクロソフト株式会社、富士通株式会社、LINEヤフー株式会社、日本電信電話株式会社、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、楽天モバイル株式会社

件数	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>デジタル庁により調達されているガバメントクラウドは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第10条により地方公共団体の20の標準準拠システムにおいて利用することが努力義務とされており、標準準拠システムへの移行期限となる令和7年度以降は福祉や戸籍、税などの国民が受ける基本的な公共サービスの提供や安全に扱われるべき情報を扱うシステム基盤となる。また「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」においてクラウド・バイ・デフォルト原則が示されており、政府情報システムの基盤として原則としてガバメントクラウドを採用することが求められている。</p> <p>政府情報システムや標準準拠システムにガバメントクラウドが採用されるということは、間接的に国民が利用する多くのサービスがガバメントクラウド上で処理されることとなり、日本における社会基盤となることは明らかである。</p> <p>また、現在ガバメントクラウドに採用されている4社のクラウドサービスは、電子メールの送受信を行うメールサーバの機能やメッセージ通知と連動可能なファイル共有の機能などの電気通信役務に該当するメッセージサービスを備えている。これらの機能を備えるガバメントクラウドの提供事業者は、政府や地方公共団体を通して電気通信役務を伴うサービスを国民に提供する基盤となることから、経済安全保障推進法で指定される特定社会基盤事業者にはガバメントクラウド提供事業者を含めるべきであり、政府や自治体を通して間接的に電気通信役務の提供を行う事業者を指定できる基準を追加すべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘のサービス提供者を特定社会基盤事業者として指定する場合は、当該サービスの特定社会基盤事業への適合性や、当該事業の状況、事業者が提供する役務の実態等を踏まえて検討が必要となります。今後の参考意見として承りました。</p>	無
		<p>特定重要設備そのものの維持管理又は操作のみならず、特定重要設備に付随し、その稼働に必要な電源・空調・セキュリティ機能等を提供する機器の維持管理又は操作も「当該特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるもの」であると考えられ、重要維持管理等に含まれるよう規定すべきである。具体的には、第一号及び第二号は、次のとおり規定すべきである。</p> <p>一 維持管理（特定重要設備に付随し、その稼働に必要な電源等を提供する機器の維持管理を含む。）</p> <p>二 操作（特定重要設備に付随し、その稼働に必要な電源等を提供する機器の操作を含む。）</p>	<p>参考意見として承りました。</p>	無

2	(個人)	<p>特定重要設備の供給者そのものが特定妨害行為を行うこともあり得るが、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造に用いる設備（特にプログラムの製造に用いられるネットワーク等）の情報セキュリティがぜい弱であることにより、第三者が特定重要設備の製造プロセスを侵害し、結果的に特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害される可能性も高い。したがって、特定重要設備の供給者が特定重要設備の供給に際し講じるサイバーセキュリティに関する措置の詳細についても法第52条第2項第2号口の事項に含めるべきである。（特定社会基盤事業者自身が様式にチェックマークをつけるだけの現行の方法では足りない。）</p>	<p>御指摘のとおり、特定重要設備の供給者が適切ではない製造環境等において設備を製造することにより、特定妨害行為を招くことはあり得るものと考えています。そのため第17条に掲げる「特定妨害行為を防止するための措置」として、様式にその措置の実施状況を記載することとしており、例えば特定重要設備の導入に当たっては「特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要因を物理的かつ論理的に適切に制限することを確認している」こと等を項目として掲げ、チェックマークを付すのみならず、行った措置を講じていることを証する書類を添付することとしています。措置の実施状況については、提出された書類も含めて確認を行っていくこととなるため、法第52条第2項第2号口の事項に含めずとも、十分な確認が可能であるものと考えます。</p> <p>なお、これらの措置の実施状況については、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定。以下「基本指針」という。）において示しているように、審査に当たっての考慮要素とすることとしており、必要に応じて、法第59条による情報の提供の求め等も行われることとなります。</p>	無
		<p>「業務用ソフトウェア」も「ノードデバイス」も「基盤システム」も、関連する業法に規定がある用語ではなく、特定社会基盤事業者間でその定義に認識の相違がある可能性がある。省令により明確に規定するか、他の場でその定義を主務省が明確に示すべきである。</p>	<p>特に通信事業においては、ここに記した機能を有する設備に、事業者によって異なる名称が用いられている場合があることから、本省令案では、対象を汎用的に表現できると考えられる名称を使用したものです。ご指摘の用語の概念については、本制度の本格的な運用開始に向けて、各特定社会基盤事業者との間で齟齬が生じないように認識合わせを行ってまいります。その上で技術的解説等で整理・公表することとしています。</p>	無
		<p>再委託の相手方が再委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることもあり得るが、特定社会基盤事業者の委託先・再委託先となるような大きな事業者より、多重下請けの末端に位置する小さな事業者の方が資本・ガバナンスがぜい弱であり、特定妨害行為に与する懸念が大きい。したがって、第2号においては「当該他の事業者に係る第三号から第六号までの事項」も届け出させるべきである。</p>	<p>どの規定についての御意見が明らかではありませんが、第16条についてであれば、再委託を受けた者からさらに再委託を受けた者についても、同条第3号から第6号までの事項について届け出る必要があります</p>	無
3	(個人)	<p>外国勢力に利するようにはしないでください。</p>	<p>参考意見として承りました。</p>	無

4	一般社団法人電子情報技術産業協会	<p>導入等計画書の届出において、特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者又は特定重要設備の重要維持管理などの委託・再委託を受けた者（以下、供給者等）に関しては、登記事項証明書及びその役員の旅券の写し等の確認書類が求められているが、これらの公的な書類を導入等計画毎、所管省庁毎に準備することは極めて煩雑であり、現実的に難しい供給者等が多く存在する。 このような冗長な手続きを求めることは、政府が推進する行政手続のデジタル化による「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」の原則にも反するものであり、改善を求めたい。</p> <p>【参考】デジタル手続法2条2号・3号</p> <p>具体的には、特定重要設備の供給者等に関して、複数の事業者が共通的に採用している設備等（例 オペレーティングシステムやクラウドベンダー）の供給者等に関する情報は、政府において入手・一元管理することで、導入等計画毎の届出の省略と効率化をお願いしたい。</p> <p>もしくは、政府が指定する期間内に、供給者等として実績があり、国内の関連法規などに反していない企業については、その企業情報及び役員情報の確認書類に関して、登記事項証明書及び旅券等の公的な証明書に代えて、会社経歴書などの公表資料や企業が公印のもとで保証する文書など、企業自身が提供する書類でも可とするようお願いしたい。加えて、これらの書類で可となる場合、基幹インフラ事業者及び供給者等の関係者に広く周知されるよう、Q&amp;Aやガイドラインなどに明記していただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。 なお、現時点においては、どのような設備について「複数の事業者が共通的に採用している」かどうかは、届出を受け付けなければ明らかではなく、また、そのような規定もないことから、お示しのような対応は困難です。 また、登記事項証明書等の添付書類は、届出事項の真正性を確認するために必要としているものであり、これを「企業自身が提供する書類」によって代替することは適当ではないと考えます。</p>	無
		<p>また、本令の実効性を高めるためには、特に供給者等のうち外国の企業の理解が重要であると考え、当該企業を対象とした説明の場や公的文書等により、周知徹底をお願いしたい。 なお、必要書類の提出にあたっては、書面での提出に限らず、電子データによる提出も可能とするなど、デジタル化による効率化にもご配慮いただきたい。</p>	<p>御意見も踏まえ、必要な周知・広報を適切に行います。 また、書類の提出については、電子データによる提出も可能とするよう検討しています。</p>	無
		<p>内容の要旨 AWSは、御省の経済安全保障推進法の施行及び省令制定を含む経済安全保障政策強化のための努力を支持します。経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、AWSは御省に対し「どのようなクラウドが同法上の『構成設備』に該当するか」について明確にすること、また事前審査においてクラウド特有の事柄を考慮すると共に、より迅速で効果的な政策実行が行えるよう、既存のセキュリティ基準や認証制度を更に活用することを推奨いたします。また、経済安全保障推進法のもとでは、特定社会基盤役務提供事業者は、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行いリスク管理措置をとることが必要となりますが、弊社はこのリスク管理措置にあたり、ISMAP認証に加えISO27000シリーズやSOC監査を活用することを推奨します。これにより、特定社会基盤役務提供事業者は、最新のセキュリティ技術を用いることができ、且つ独自にコンプライアンス基準を策定し別途監査を行う負担から解放されます。多様な基準が策定されると規制される事業者の混乱やコンプライアンスコストの不合理な増加などのデメリットが生じる可能性があり、これを避けるべきと考えます。またAWSは、経済安全保障強化のため、今後の経済安全保障推進法の施行に関し、クラウドに関する考え方のガイドが必要であると考えており、適切なガイド策定のための官民の更なる緊密且つ継続的な対話が必要であると考えます。</p>	<p>要旨の記載ありがとうございます。各御意見について以下のとおりご回答いたします。</p>	無

5	アマゾンウェブ サービスジャパン 合同会社	<p>全般について AWSは、この度本省令案がパブリックコメントに付されたことを歓迎いたします。AWSは、2022年5月に国会で決議された経済安全保障推進法の施行を含む、日本政府による経済安全保障政策強化のための取り組みを支持しています。とりわけ、AWSは、日米両国によるパートナーシップが、インド太平洋地域における安定と安全及び平和を維持するための要石であると信じており、それ故に、日本政府による経済安全保障政策の推進が、両国の関係を更に深めるために重要であると考えます。地域における価値観を共有する国々から日本が信頼されるリーダーとなるために必要な、相互接続性を実現するための最も安全でレジリエントな技術を用いることができるよう、AWSは最新の技術を用いて日本政府を支援いたします。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
		<p>導入等計画書の作成において、当該特定重要設備の導入を行う者は特定社会基盤事業者であると考えられます。このことから、当該事業者がクラウドサービスを用いて設備を導入する場合には、当該クラウドサービスは特定重要設備を構成する設備であることを明記していただきたいと考えます。クラウド事業者は、カスタマイズしたサービスではなく、一般的且つ汎用的なクラウドサービスを提供し、クラウドを利用する顧客の皆様がそのニーズに合ったソリューションを構築することとなります。こうしたクラウドのビジネスモデルを考慮しますと、原則として、クラウドの利用は重要維持管理を他者に行わせる場合には当たらないこととなり、このことを明確にすべきと考えます。</p>	<p>御意見については、特定重要設備、構成設備、重要維持管理等は総務省令において定められており、既に明確となっていると考えます。なお、事業ごとの特定重要設備等に関しては、今後技術的解説等を通じて更に明確化を行うことも検討しています。</p>	<p>無</p>
		<p>特定重要設備の導入等にあたり、特定社会基盤事業者はクラウド事業者との契約等を通じて、省令上の要求事項を自ら確認することを求められます。民間の自主的なリスク管理措置を促すことについては、柔軟な対応が可能となることから、このような方針を支持いたします。ただし、クラウドサービス事業者の利用規約文言は、クラウド事業者によりまちまちであることから、実質的に政府が求めるリスク管理要請を満たす契約条項であれば、省令案にある文言と完全に同じでなくともよい旨明示いただくべきと考えます。なお、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回）資料1の20頁においては、「リスク管理措置の具体的な実施方法については、事業所管大臣が特定社会基盤事業者等の主体的な取り組みを適切に評価することが望ましいことから、必ずしも記載の具体的な内容と同一の内容でなくとも、同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものについては、その内容を備考欄に記載した上でチェックを付すことを認めることとする」としており、このような柔軟な考え方を維持していただきたいと考えます。また、このリスク管理措置にあたり、ISMAP認証に加えISO27000シリーズやSOC監査を活用し、これら国際的に通用する基準を満たす場合には、リスク管理要求を満たす旨明記いただくことを提案します。これにより、特定社会基盤役務提供事業者は、最新のセキュリティ技術を用いることができ、且つ独自にコンプライアンス基準を策定し別途監査を行う負担から解放されます。多様な基準が策定されると規制される事業者の混乱やコンプライアンスコストの不合理な増加などのデメリットが生じる可能性があり、これを避けるべきと考えます。</p>	<p>省令に列挙された具体的な措置の内容や当該解説に記載する措置の例と同一の内容でなくとも、実質的に同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものは、チェックを付すことが可能です。この点は、経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説においても記載しているとおりです。また、お示しの「国際的に通用する基準」については、その目的や求める水準等が異なることから、当該基準に適合していることのみをもって「特定妨害行為を防止するための措置」のすべての項目について十分に実施しているとは認められないものと考えます。なお、上記解説に記載のとおり、各リスク管理措置を講じていることを証する書類については、いくつかの認証を例示しておりますが、例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能です。</p>	<p>無</p>
		<p>先の基本方針（令和5年4月28日閣議決定）では、プログラムの日常的なバグ修正等のアップデートについては、届出を要しないことを明記しております。クラウドサービスは技術の発展のスピードが速いこと及びアップデートはグローバル且つ同時になされますが、これはクラウドサービスを利用する特定社会基盤事業者のセキュリティのニーズにも合致するものです。このことから、特定社会基盤事業者が利用するクラウドサービスに機能のアップデートやセキュリティ機能の追加がある場合もプログラムの変更として届出義務の対象になるとすると、実務上支障が出るおそれがあります。よって、そのようなクラウドサービスの改善措置は、一般的に変更届出や報告の対象とならないことを明記すべきと考えます。</p>	<p>御意見として承ります。なお、重要な変更の届出や変更の報告が必要となる場合は省令に定めるとおりであり、これらの規定に従って届出又は報告が行われることが必要です。</p>	<p>無</p>

6	一般社団法人 日本経済団体連合会	<p>基幹インフラの安定的な提供の確保は、国民生活や経済活動を維持する上で必須であり、そのためには、事業者が供給義務を果たすための取組みを進めることに加え、政府が基幹インフラの安定的な提供を妨害する行為を予防することが重要となる。このために政府は、妨害者を取り締まることに加え、特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい機器を水際で管理する、リスト形式等で事業者を示すなどの措置を講じるべきである。</p> <p>これらの措置が困難な中、現時点においては、民間事業者から得る情報に依拠して機器の脆弱性を審査することはやむを得ないため、本制度を運用するにあたっては、事業者の経済活動の自由とのバランスを確保すべきであり、規制対象は安全保障上、真に必要な範囲に限定するとともに、基本指針の「特定社会基盤事業者の負担の軽減が図られるよう不断に制度の見直しを行う」との記載に従い、より事業者の負担を軽減する方策を常に検討すべきである。</p> <p>上記の基本的な考え方にに基づき、省令（案）に関し以下のとおり意見を述べる。なお、以下では特定重要設備の導入について記載しているものの、構成設備の導入、重要維持管理等の委託・再委託についても同様とすべきである。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>基本指針において示しているとおり、本制度については特定社会基盤事業者等の負担の軽減が図られるよう不断に見直しを行うこととしています。</p>	無
		<p>特定社会基盤事業者が省令で定める事項を届け出るにあたり、特定重要設備の供給者が必要な情報を特定社会基盤事業者に提出しない可能性がある。この場合の対応として、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回令和5年6月12日）では、「届出について必要な情報を収集するためには、法の第59条を用いて、主務大臣が供給者等に対して必要な情報を求めることもあると考えている」との考えが示されている。これに従い、特定社会基盤事業者が、届出に必要な情報を特定重要設備の供給者から得られない場合には、政府が当該供給者に直接、情報の提出を求めるべきである。</p>	<p>お示しの通り、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」と言う。）第59条は、本制度の規定を施行するため必要があると認めるときは、特定重要設備の供給者を含む関係者に対し情報の提供等を求めることができることとしており、必要がある場合には、このような規定も活用し、情報の提供等を求めていくこととなると考えています。</p>	無
		<p>導入等計画書と計画書の記載事項を証明する書類を都度提出することは、事業者にとって膨大な負担となるばかりでなく、政府全体で推進しているデジタル化にも逆行することになる。とりわけ、特定重要設備の供給者の登記事項証明書の提出を求めている点については、主務大臣が登記情報システムを活用し、導入等計画書に記載されている特定重要設備の供給者等の登記情報を確認すれば、特定社会基盤事業者が提出する必要がなくなる。主務大臣が登記情報システムを活用することで、事業者の負担軽減を図るべきである。</p> <p>また、特定重要設備の供給者が外国法人であった場合、登記事項証明書に代えてどのような書類が必要になるかが不明である。国ごとに具体的にQ Aで示すか、事業者からの個別の問い合わせに対して答えることで、事業者に明確に示すべきである。加えて、諸外国にわが国の登記情報システムと同様のシステムが存在する場合、それらとの連携も中長期的には視野に入れるべきである。</p>	<p>登記事項証明書については、登記情報連携システムの活用も含めて、実効性を確保しつつ負担が軽減できる手法を検討しています。</p> <p>なお、外国の法令に基づいて設立された法人に関する登記事項を証明する書類については、今後技術的解説等を通じた情報提供等を検討することとします。</p>	無
		<p>特定重要設備およびその構成設備の供給者が本制度に必要な措置を講ずることができなかつた場合には、特定重要設備やその構成設備に関する受注が減少する結果となりかねない。こうした点も含め供給者等への周知を行うべきである。とりわけ、構成設備の供給者には中小企業も多く含まれると考えられることから、中小企業への周知を十分行うとともに、中小企業庁はじめ政府内の関連部門が制度の趣旨を十分理解するよう取り組むことが重要である。</p>	<p>御意見も踏まえ、中小企業者への周知等も含め、必要な周知・広報を適切に行います。また、政府内の関連部門が制度の趣旨を十分に理解することは当然のことと考えます。</p>	無

		<p>1. 導入計画書における「特定重要設備の導入にあたって特定社会基盤事業者が講じる特定妨害行為を防止するための措置にかかる事項」の5. 中、「記載上の注意」の2. に、ISMAPを取得したクラウドサービスについては、1-2, 2-2, 3-2, 4-2, 5-2, 8-2, 9-2, 10-2については記載を省略できることとされているが、ISMAPが日本政府としてそのクラウドサービスの安全性を全体として確認・認証する制度であることを踏まえると、14-2及び15-2に関する記載も省略できるとすることが適当と考える。異なる制度間の重複を解消し、ISMAPの普及を進めるためにも、前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>ISMAPを取得したクラウドサービスについては、事業者負担の軽減の観点から、当該制度において確認している事項等に係る情報の届出を省略できることとしています。が、14-②及び15-②に関する記載については、特定社会基盤事業者において特定重要設備の供給者等の法令遵守状況等を確認する観点から、省略を認めることは適当ではないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>7</p>	<p>日本マイクロソフト株式会社</p>	<p>2. 「業務用ソフトウェア」について、「構成設備」に指定される範囲は、その機能の毀損、または不正な操作を受けることにより、特定重要設備に直接の影響を及ぼすソフトウェアに限定する旨の記述を追加願いたい。右記述が存在しないことにより、特定重要設備と同じオペレーションシステム上に置かれている全ての業務用ソフトウェアが「構成設備」であるかのような印象を与えるため。経済産業省令に同趣旨の記述があるところ、同様の記述追加を希望。</p>	<p>構成設備として捉える範囲は、特定重要設備の機能を構成する設備のうち、その機能の毀損、または不正な操作を受けた場合に特定重要設備の機能に直接の支障を生じるものを対象としており、詳細は各特定社会基盤事業者が保有する設備の実態を踏まえ、技術的解説等で整理・公表するとともに、事業者の相談に応じ、適切に情報提供することとしています。</p>	<p>無</p>

<p>2023年4月28日に公表された基本指針パブコメへの回答（No. 8）に以下の記載があります。</p> <p>法第5条において規定しているとおり、規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないこととしており、制度運用等に当たっては経済活動に与える影響を考慮することとしています。また、基本指針においても「国家及び国民の安全と自由な経済活動のバランスに留意し、規制対象を真に必要なものに限定する（略）」と重ねて記載しており、これらを踏まえた制度整備及び運用を行うこととなります。</p> <p>導入等計画書の記載対象となる「特定重要設備」や「構成設備」、「重要維持管理」およびその供給者や委託の相手先の情報について、非常に広範かつ詳細な情報が求められており、申告者やその取引先に過大な負荷を強いるものとなっている。4月28日に閣議決定された基本指針では、「事業所管大臣は、導入等を行うとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとする」とともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする。」との記載もあることから、汎用製品・上場企業については申告内容を限定する、政府側がデータベースで管理するなどの負荷軽減策を希望いたします。</p>	<p>意見公募手続の対象である省令において定めることとしている構成設備や重要維持管理等の範囲については、意見の聴取等を行い、真に必要な範囲に限定しています。また、導入等計画書の記載事項についても、知見を有する者の意見を聴取するなど十分な検討を行っているものであり、合理的に必要な範囲のものとしています。</p> <p>なお、お示しの基本指針における記載は、審査に当たっての考慮要素として示している「特定社会基盤事業者が導入等を行うとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか」を考慮するに当たり、事業所管大臣が事業者が講じているリスク管理措置の実施状況を確認するに際しての評価に関する事項を示したものであり、お示しの「汎用製品・上場企業については申告内容を限定する」や「データベースで管理」等とは無関係の記載です。</p>	<p>無</p>
<p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版に「特定重要設備の供給者とは、特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます」と示されております（Q20）。</p> <p>特定重要設備が複数のシステムから構成される場合、または、ひとつのシステムで構成される場合において、システム環境構築やアプリケーション開発などを特定社会基盤事業者自身や複数の企業が分担して導入する場合、特定重要設備のシステムを部分的に受託する企業については、「特定重要設備の供給者」ではなく、「構成設備の供給者」となると認識をしております。その旨、制度の解説等で明記頂くことを希望いたします。</p>	<p>ある設備を供給する者が特定重要設備の供給者となるか構成設備の供給者となるかは、その供給する設備が特定重要設備又は構成設備に該当するかによって定まるものです。</p> <p>なお、本制度において、特定重要設備の一部を構成する特定重要設備の存在は否定されないことから、単に特定重要設備の一部を供給することのみをもって、特定重要設備の供給者となることが否定されるものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>注釈（※）で『当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。』と示されていますが、この規定は、本リスク管理措置について、特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者が実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただくことを希望いたします。</p>	<p>省令においては、特定重要設備の供給者等が自ら行うものに限らず、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保することが重要であるとの観点から、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の構成設備の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として規定しております。そのため、特定重要設備の供給者等が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当します。なお、ご意見も踏まえ、今後技術的解説に記載を行うかについては検討させていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>特定重要設備及び構成設備の販売元と製造元が異なる企業の場合、販売元企業に対して、製造元企業の内部情報に関する回答を求められても、回答ができないケースが想定されます。特定重要設備及び構成設備（ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス等）の供給者が、販売元企業を指すのか、製造元企業を指すのかを明確にすると共に、規定若しくは制度の解説等において明記頂くことを希望いたします。</p>	<p>特定重要設備及び構成設備の供給者とは、それぞれ特定重要設備及び構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。このことは、技術的解説等においてお示ししているとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>注釈（※1）で『特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。』、注釈（※2）で『当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。』と示されています。本リスク管理措置においては、特定重要設備の供給者が提示すべき事項であり、構成設備の供給者が構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただくことを希望いたします。</p>	<p>①-2においては、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、その確認方法として、特定社会基盤事業者が直接確認している場合だけではなく、特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も認める旨を規定しております。また、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、構成設備の供給者が自ら行うものに限らず、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保する観点から、構成設備の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として記載しています。そのため、構成設備の供給者が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当しません。なお、ご意見も踏まえ、今後技術的解説に記載を行うかについては検討させていただきます。</p>	無
<p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版において、「確認書類」としてISO/IEC15408が例示されています。特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きさを審査するためのリスク管理措置としては、類似的な規格や企業の自主的な取組等においても示すことが可能と考えますため、これらについても解説において、確認書類例として追記いただくことを希望します。</p>	<p>経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説において、リスク管理措置を講じていることを証する書類について、本解説に例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能である旨は記載しております。</p>	無
<p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版において、「確認書類」としてISO9001が例示されています。特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きさを審査するためのリスク管理措置としては、類似的な規格や企業の自主的な取組等においても示すことが可能と考えますため、これらについても制度の解説において、確認書類例として追記いただくことを希望します。</p>	<p>経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説において、リスク管理措置を講じていることを証する書類について、本解説に例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能である旨は記載しております。</p>	無
<p>従業員が自宅などでリモートワークを行う場合等、アクセス可能な従業員に対し物理的な制限を行うことが困難なケースも想定されます。例えば、論理アクセスが適正になされていることを前提としてリモートワークが許容される等、物理的な制限の考え方について、制度の解説等で提示いただくことを希望いたします。</p>	<p>特定妨害行為を防止するための措置については、それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載することにより、実施している旨のチェックを付すことを可能としています。そのため、例えばリモートワーク実施時に、リモートワークを行う場所等の条件を適切に規定しその遵守状況を適切に確認しているなどの、リモートワークを行う場合においても、特定重要設備や構成設備の製造や重要維持管理等の実態に即して同等の特定妨害行為を防止するための措置が十分に取られていると考えられるのであれば、その方法を備考の欄に記載することが可能です。</p>	無
<p>一般的にはクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多いと考えます。特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示することを希望いたします。</p>	<p>お示しのクラウドサービス事業者が提供するサービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適当です。なお、リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。</p>	無

<p>特定重要設備の設置の定義について、制度の趣旨に照らし、対象は当該設備に係るシステムの構築作業であり、ハードウェアの設置工事や現地調査等の作業は含まないものと考えます。その旨、制度の解説等に明記いただくことを希望いたします。</p> <p>また、一般的にはクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多いと考えます。特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示することを希望いたします。</p>	<p>特定重要設備は、その対象をソフトウェアに限定しているものではありません。したがって、「特定重要設備の設置」の対象は「システムの構築作業」に限定されるものではありません。</p> <p>なお、お示しのクラウドサービス事業者が提供するサービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適当です。リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。</p>	<p>無</p>
<p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版において、「確認書類」として、「不正な変更やそのおそれが確認された場合、追跡調査や立入検査等に協力することが担保されていることがわかる契約書」と示されております。</p> <p>特定重要設備の構成設備には、海外企業が製造するものも多く含まれる場合が想定されます。日本の法律である経済安全保障推進法の対象外となる外国企業を含め、関係企業が多数ある中で、契約の相手先の全てが詳細な調査や立入検査等に協力することを契約で担保することは現実的ではないと考えます。事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないよう、本項目については、ビジネスの実態を考慮し、現実的に対応可能な内容に見直して頂くことを希望いたします。</p>	<p>お示しの項目は、特定重要設備等の導入後に、特定重要設備等に不正な変更やそのおそれが確認された場合に、その原因を調査・排除するために、必要に応じて追跡調査や立ち入り検査等を行う等、特定社会基盤事業者と特定重要設備等の供給者が相互に協力することが重要であるため規定している措置であり、このような目的を達成することが可能であると認められる実質的に同等の措置であれば、当該措置の内容を備考の欄に記載しチェックを付すことが可能です。なお、経済安全保障推進法は外国の企業を対象外とするものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>一般的にはクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多いと考えます。特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示することを希望いたします。</p>	<p>お示しのクラウドサービス事業者が提供するサービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適当です。</p> <p>なお、リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。</p>	<p>無</p>
<p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版において、暗黙の指示について、「違法行為による強要や金銭の付与等によるそそのかしなど」と示されております。契約等において、特定社会基盤事業者への報告を担保するにあたり、外国の法的環境や外部主体の指示が無いことを特定社会基盤事業者が確認することが実質的に困難なケースも想定されるが、本規定において、これらを契約書等で担保するための現実的な手段が想定されているのであれば、制度の解説等において例示いただくことを希望します。</p>	<p>お示しの箇所は、記載の通り、「特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している」ことを確認する項目であり、特定重要設備の供給者について外国の法的環境や外部主体の指示がないことを特定社会基盤事業者が確認する項目ではありません。</p>	<p>無</p>
<p>情報セキュリティに係る資格を有していなければ作業に従事することができないという趣旨ではない旨、制度の解説等において明記いただくことを希望します。</p> <p>また、研修実績については、従事する業務や役割、責任に応じて、特定社会基盤事業者が定めた教育や認定制度等の実施をもって、実績を証明すること等、一律の研修実績を求めているのではない旨、制度の解説等において明記いただくことを希望します。</p>	<p>⑰についてのご意見かと思いますが、⑰は特定社会基盤事業者が特定重要設備及び構成設備の供給者から情報提供を受けられることを契約等により担保していることを求めている項目であり、例示した一部の資格を持っている者以外は作業に従事することはできないことや、一律の研修実績を求めている項目ではありません。</p>	<p>無</p>

		<p>導入計画書に添付する「該当することを証する書類」について、具体的内容を制度の解説等において例示いただくことを希望いたします。特に、再委託契約書等が想定されているのかを明確にして頂くことを希望します。</p>	<p>第17条において添付することを求めている「該当することを証する書類」は、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類であり、そのことが例えば契約書をもって証明できるのであれば、契約書によることも可能です。</p>	無
		<p>規定への対応準備を速やかに実施するため、事業所管大臣に直接報告及び提出を行う方法について、早期に公表いただくことを希望いたします。</p>	<p>御意見として承ります。</p>	無
		<p>「製造過程」および「製造環境」は、業務工程（提案、入札、開発、運用、保守など）の各工程において業務に従事するエリアが異なることが想定されるため（例、提案書作成は通常オフィスや自宅、開発はプロジェクトルームなど）、過剰なセキュリティ対応が必須とならないように、対象となる業務工程を限定できるよう、制度の解説等において例示いただくことを希望します。</p>	<p>製造環境とは、システムの開発を含む特定重要設備等の製造に関する環境を念頭に置いています。特定重要設備等の特性に応じてアクセス可能な要員を制限すべき製造環境は異なるものと考えられるため、判断に迷う場合には個別の事例に応じて事業所管大臣にご相談ください。</p>	無
		<p>X国のA社が数年前に買収したY国のB社製造の監視カメラを、本社が日本の供給者C社が設置する場合、供給者の本社の立地する場所は、日本という理解をしました。こうした特別ではないケースに直面した際、毎回個別の所管省庁への相談するのは、企業への負担が増大するとともに、申請企業ごとの申請内容のバラつきが発生する可能性があるため、一般的に想定されるケースに十分に対応可能な統一的なガイドンスの発行が必要と考えます。 また、社屋や工場の建築工事等の撮影目的で一時的にドローンによる撮影を行う場合、一般的には、ドローンの撮影は、建設業者（又はその委託先）が用意するものであり、撮影対象は建築物や土地と考えられますが、そのような場合は、本リスク管理措置の対象とならないと理解しましたが、正しいでしょうか？</p>	<p>供給者とは設備の機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。そのため、お示しの事例については、その詳細が明らかではありませんが、製造を行っているのがA社又はB社でありC社は販売しか行わないのであれば、A社又はB社が供給者となると考えられます。なお、上述の供給者についての考え方をもち、一般的に想定されるケースには既に十分に対応可能であると考えます。 ドローンに関するお示しの例については、その詳細が不明であり個別に判断すべき事項となりますが、特定重要設備の設置及び使用に関係のない建築工事の段階におけるドローンの使用についてのリスク管理措置を一般に求めているものではありません。なお、リスク管理措置については、基本指針で示しているとおおり、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて講ずることが有効です。</p>	無
9	(個人)	<p>総務省は民間企業から接待を受け、外資規制違反をわざと見逃していた。安全保障で同じことをしないよう、この審査には過去接待を受けていた人は一切関わらないようにし、審査をする人は民間企業から接待を受けていないことを総務省が証明する必要があるのではないか。 また、安全保障のためそのことを省令で決めておく必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	無
10	(個人)	<p>・第十三条第五号について、オペレーティングシステムやサーバは、第一条第二号の設備の一部を構成していないのか。また、設備の一部を構成することはないのか。 ・構成しているのであれば、第十三条第五号でオペレーティングシステムやサーバを対象としないのはなぜか。 ・第十三条第一号などと異なり、第十三条第五号ではオペレーティングシステムやサーバの単位で届出や審査をしなくてよいと考える理由は何か。</p>	<p>ご指摘の第十三条第五号においては、特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置若しくはプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（構成設備）を規定しています。 当該構成設備は、専用機器としてソフトウェア・ハードウェアが一体的に導入されていることから、一体的に規律することが適当と考えています。</p>	無
		<p>5ページ・第10条第2項第1号関係 供給者等が外国法人である場合には、どのような書類を提出する必要があるのかという観点で技術的解説に「これに準ずるもの」の該当例をお示しください。</p>	<p>外国の法令に基づいて設立された法人に関する登記事項を証明する書類については、今後技術的解説等を通じた情報提供等を検討することとします。</p>	無

11	LINEヤフー株式会社	<p>・届出記載事項のうち、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接事業所管大臣に提出することができる情報については、特定社会基盤事業者が供給者等が直接事業所管大臣に提出したことを把握する必要がある、また、特定社会基盤事業者が導入等計画書を事業所管大臣に提出して審査を受けるまでに提出していただく必要があると考えております。ついては、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接事業所管大臣に提出する際の具体的な要領を技術的解説へ記載する等して、供給者等への周知をお願いいたします。</p>	<p>参考意見として承りました。なお、本制度に関しては、必要な周知・広報を検討しています。</p>	<p>無</p>
		<p>・届出に当たっては、特定社会基盤事業者が供給者等から情報の提供を受ける必要があるため、供給者等へ本制度に関する必要な事項の周知・広報の実施をお願いいたします。供給者等が海外企業に当たる場合も多くあると想定され、英語等多言語での周知についてもお願いいたします。</p>	<p>必要な周知・広報の実施について検討して参ります。</p>	<p>無</p>
		<p>法54条1項は、「特定社会基盤事業者は、・・・第五十二条第二項各号に掲げる事項につき主務省令で定める重要な変更をする場合」に導入等計画書の変更の案を提出しなければならないと規定しています。また、法54条4項は、「特定社会基盤事業者は、第五十二条第二項各号に掲げる事項につき変更・・・をしたとき、又は・・・同条第二項第二号ハに掲げる事項につき主務省令で定める変更をしたとき」に変更の内容を主務大臣に報告しなければならないと規定しています。</p> <p>今回の省令案では、例えば24条3号イや25条1号イにおいて住所の変更が、25条1号ロにおいて株主等の変更が挙げられていることから、当初導入等計画書に記載した供給者や委託の相手方(以下、「供給者等」)から、他の供給者等に変更する場合のみならず、供給者等は変更しないが、供給者等に係る情報が変更された場合にも導入等計画書の変更届出や事後報告の対象となり得ることを規定したようにも読めます。仮にそうだとすると、特定社会基盤事業者の意思によらない変更も変更届出または事後報告の対象としている点については、法による委任の範囲を超えているように思われ、適当ではないと考えております。</p> <p>実質的にも、特定社会基盤事業者としては、供給者等から情報の提供を受けなければ届出・報告をすることができないところ、(情報提供に関する契約を締結しているが、何かの事情で情報提供を受けることができなかった等)特定社会基盤事業者に落ち度なく届出・報告が出来なかった場合にも、法による罰則の対象となることは適切ではないと考えます。</p>	<p>法は「重要な変更」等について主務省令で定めることとしており、本省令案において定めているもので法による委任の範囲を超えているものではありません。また、法は、特定社会基盤事業者に対し特定重要設備の導入を行う場合等にあらかじめ届出を行うことを義務付け、当該届出を行った事項について特定社会基盤事業者に対し変更手続の義務を課しているものです。</p>	<p>無</p>
		<p>【基本的な考え方】</p> <p>・特定重要設備の導入及び重要維持管理の届出においては、供給者等の多岐に亘る情報の提出を求められておりますが、特定社会基盤事業者が扱う設備が非常に多いこと、様々な供給者等から重複して設備の導入や重要維持管理の役務提供を受けていること等に鑑み、特定社会基盤事業者および供給者等双方にとって過度な負担とならないような制度設計が必要と考えます。</p> <p>・また、供給者等の情報の取得については、供給者等に外国企業等も存在することから、供給者等から必要な情報提供が得られない可能性も想定した上で、実際の重要設備の導入や維持管理等が滞ることのないよう、国から供給者等に対し情報提出を命じる等の制度上の対応策が必要と考えます。</p> <p>・加えて、特定社会基盤事業者等の予見性を確保する観点から、例えば、政府や事業所管大臣、あるいは中立な第三者機関等が供給者等の安全性を認定する制度を作り、認定を受けた供給者等について、特定社会基盤事業者に情報提供いただくとともに、審査を免除する等の仕組みの検討が必要と考えます。</p>	<p>参考意見として承りました。</p>	<p>無</p>

<p>・電気通信業界の特定社会基盤事業者の中には、特定重要設備の年間工事件数が1万件を超える事業者も存在しており、事業者にとって過度な負担とならないよう、本省令案の規定及び当該規定に基づく運用の在り方も含め、事業の実態を踏まえた制度設計をお願いしたい。具体的には以下のような設計にすることが必要と考えます。</p> <p>✓ 特定重要設備の導入及び重要維持管理を行う際には、異なる設備・エリア・時期に跨って同じ供給者等へ発注する場合があります、その都度届出を実施するには多大な稼働を要するため、</p> <p>- 同一の供給者等に、異なる設備・エリア・時期に跨って発注/委託する場合は、届出および添付書類をまとめて記載・添付できることが必要と考えます。</p> <p>- また、時期についても、発生の都度届出ではなく、例えば1年の間で発生する発注/委託について、一括して届出可能となることが必要と考えます。</p> <p>✓ 加えて、上記届出内容に関し、変更が生じた場合には、軽微な変更を除き、事前届出もしくは事後報告が必要とされていますが、時期などの変更は日常的に生じ得るものであり、以下のようなリスクが増加しないケースにおいては届出・報告を不要とすべきと考えます。</p> <p>- 構成設備の減少や維持管理委託項目の減少</p> <p>- 設備の導入時期の変更や維持管理委託の期間の短縮 等</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>電気通信事業においては特定重要設備の数が数万を超える特定社会基盤事業者がおり、この導入等に係る書類を個別に提出することとすると手続の回数が相当の数となることも考慮しつつ、制度を運用していくことは重要であると認識しております。なお、基本指針において示しているとおり、本制度については特定社会基盤事業者等の負担の軽減が図られるよう不断の見直しを行うこととしています。</p>	無
<p>・通信の特定重要設備については、その一つ一つの設備（例：ルーター等）を構成する構成設備は多岐に亘ることから、一次供給者がその構成設備のそれぞれの供給者（二次供給者以降）を把握することは非常に困難であると考えます。</p> <p>・制度の具体的運用にあたっては、重要かつ供給者が特定可能な構成部品を対象を絞りこんで運用する必要があると考えます。</p> <p>・本省令案については、上記を踏まえた内容となっていると考えられることから、賛同します。</p>	<p>賛同のご意見として承りました。</p>	無

<p>・ 導入等計画書の記載事項の報告で求められている供給者等の株主情報、外国取引状況、役員の氏名・生年月日・国籍等の情報並びに添付書類（登記事項証明書や役員の旅券の写し等）の取得については、供給者等の中に外国企業等も存在することから、供給者等から必要な情報提供が得られない可能性も想定した上で、実際の重要設備の導入や維持管理等が滞ることのないよう、国から供給者等に対し情報提出を命じる等の制度上の対応策が必要と考えます。</p> <p>・ また、複数の特定社会基盤事業者が同じ供給者等から供給等を受けている実態があることから、特定社会基盤事業者および供給者等双方にとって過度な負担とならないよう、重複して情報取得を行わない仕組みが必要と考えます。</p> <p>✓ 具体的には、他社も含め先行案件において審査に用いられた供給者等の情報と同一の供給者等に係る後続案件については、当該情報の提出を免除する等の仕組みの導入が必要と考えます。</p> <p>・ 加えて、特定社会基盤事業者等の予見性を確保する観点から、例えば、政府や事業所管大臣、あるいは中立な第三者機関等が供給者等の安全性を認定する制度を作り、認定を受けた供給者等について、特定社会基盤事業者に情報提供いただくとともに、審査を免除する等の仕組みも検討いただきたいと思います。</p>	<p>・ 法第59条において、本制度の規定を施行するため必要があると認めるときは、特定重要設備の供給者を含む関係者に対し情報の提供等を求めることができることとしており、必要がある場合には、このような規定も活用し、情報の提供等を求めていくこととなると考えています。</p> <p>・ 「他社も含め先行案件において審査に用いられた供給者等の情報と同一の供給者等に係る後続案件については、当該情報の提出を免除する等の仕組み」については、他社も含めた先行案件の存在等を明らかにすることは、他の特定社会基盤事業者がいかなる供給者等から導入を行ったか等の情報を明らかにすることとなりかねないなど、現時点においては多くの問題のあるものであると考えます。また、同一の特定社会基盤事業者において過去届出を行った供給者等に関する事項であっても、導入等計画書の時点によって供給者等に関する情報が変化している可能性は十分に考えられること等から、この提出を免除することは適当ではありません。</p> <p>・ お示しの「供給者等の安全性を認定する制度」については、本制度は供給者等について審査・認証等を行う制度ではなく、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入等を行うに当たり、当該導入等に係る計画書により、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大いかどうかを審査するものです。そのため、お示しのような仕組みは現時点では考えていません。</p>	<p>無</p>
<p>・ 災害や故障対応の観点から、設備の導入について、事後届出で実施可能とすることに賛同します。ただし、以下のようなケースについても、「緊急やむを得ない場合」として実施可能とする必要があると考えます。</p> <p>✓ 故障が生じた設備と同種の設備を予防的に保全する措置</p> <p>✓ ベンダから不具合等の申告のあった設備を予防的に保全する措置 等</p>	<p>御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>・ 特定社会基盤事業者や供給者等に対し、過度な負担を生じさせない観点等から、再委託の記載事項を省略することを可能とすることには賛同します。</p> <p>・ 上記に加え、特定社会基盤事業者が自らの子会社に委託・再委託している場合には、当該委託先・再委託先等は、特定社会基盤事業者と同一であるとして、省令案に記載の証明資料を添付することなく、届出の省略を可能にいただきたいと思います。</p>	<p>第18条の届出の例外に関する規定は、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者が、再委託の相手方において特定妨害行為を防止するための一定の措置を行っている場合に、当該再委託に係る事項の記載の省略を認めるものです。そのため、再委託の相手方が子会社であるといった、再委託を行った者と再委託の相手方との関係性のみを根拠に省略を認めることは適当ではありません。</p> <p>なお、再委託を行った者が特定社会基盤事業者の子会社等であった場合に、第18条で定める措置を特定社会基盤事業者又は当該子会社等が行っている場合は、同条に基づき、一部の事項の記載の省略は可能です。</p>	<p>無</p>
<p>本制度では供給者等の詳細情報やリスク軽減対応等の届出を行う責任が特定社会基盤事業者に課されており、特定社会基盤事業者として供給者等に対応の協力は求める前提ですが、必ずしも供給者等の協力が得られないケースもあり、責任も負えないため、本制度の運用が確実となるよう、本来は供給者等も等しく責任を負うような規定とするべきものと考えます。</p> <p>もし、制度上確保することが難しい場合は、基本指針でも示されているとおり、供給者等の特定社会基盤事業者以外の関係者に向け、政府、特に本法律を策定し所管される担当部署から本制度の趣旨やその対応について十分に周知・広報を行っていただくことを要望します。</p>	<p>法は、特定社会基盤事業者に対し特定重要設備の導入を行う場合等にあらかじめ届出を行うこと等を義務付けているものです。なお、御意見も踏まえ、必要な周知・広報を適切に行います。</p>	<p>無</p>

<p>あわせて、今後、省令の施行や特定社会基盤事業者を指定される際などには、特定社会基盤事業者に設備を提供する設備供給者や、同事業者から委託を受け設備の維持管理等を行う者は、特定社会基盤事業者に対し、協力が必要である旨の周知・広報もお願いします。</p> <p>また、供給者には海外事業者も存在するところ、彼らの理解・協力を取り付けることは特定社会基盤事業者等にとって大きな負担となることを懸念します。こうした負担が少しでも軽減されるよう、英語版など日本語以外にも対応した資料による情報発信を要望します。</p>	<p>必要な周知・広報の実施について検討して参ります。</p>	<p>無</p>
<p>特定重要設備の設置等の場所(※)について、国内であっても「少なくとも都道府県単位」での記載が示されていますが、同種の製品を全国に広く多数設置する場合、著しく負荷となることが想定されます。ついては、設置場所等が国内の場合「全国(日本国内)」を記載することも許容される整理にすべきと考えます。</p> <p>具体的には、全国各地に多数展開されるような通信設備(例えば、携帯基地局単位で設置される設備等)の国内設置場所の記載やその変更の届け出対応等を都度求められる場合、特定妨害行為など経済安全保障上懸念されるリスクに直接的に影響を与えるとは考えにくいものであるにもかかわらず、極めて不合理な件数の届出対応が必要となり、事業者にとっては著しく負担となります。</p> <p>このような整理は、基本指針に記載の事業者負担に配慮されたものとの受け止めはできません。それでもなお国内の設置場所について都道府県単位での記載が合理的に必要とされる場合は、たとえば、同一型番などの単位で、全国かつ年間など一定の期間で一括する届出の考え方について、ある程度事業者等実際の届出を対応する側の裁量に任せるような運用を要望します。</p> <p>※特定重要設備の設置等の場所は、「特定重要設備を設置する場所」「特定重要設備を使用する場所」を含みます。</p>	<p>特定重要設備の設置等の場所は、特定重要設備を特定するために必要な情報であり、その設置等の場所も含めて審査することが適当であると考えます。その上で、「全国(日本国内)」といった記載は、当該特定重要設備を特定するために十分な粒度ではないことから適当ではありません。</p> <p>なお、特定重要設備の特定の観点からは個々の設備についてその詳細な設置場所を記載することが適当であるところ、特定社会基盤事業者における負担に鑑み、国内であれば都道府県名までの記載とすることも可とすることとしているものです。</p>	<p>無</p>
<p>特定重要設備の導入の時期を記載する粒度について、前述のとおり、日々全国に導入されるような通信設備の場合は、一定の条件の単位による全国一括届出を可とするとともに、その場合の導入の時期についても、たとえば「令和6年4月～令和7年3月の間」といった包括的な期間での記載を可とすべきと考えます。</p> <p>特定妨害行為を防止するという本制度趣旨に照らし、事業者にとって過度な負担とならないよう強く要望いたします。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>電気通信事業においては特定重要設備の数が数万を超える特定社会基盤事業者がおり、この導入等に係る書類を個別に提出することとすると手続の回数が相当の数となることも考慮しつつ、制度を運用していくことは重要であると認識しております。</p> <p>なお、基本指針において示しているとおり、本制度については特定社会基盤事業者等の負担の軽減が図られるよう不断の見直しを行うこととしています。</p>	<p>無</p>
<p>特定重要設備の設置場所等の変更は重要な変更の届出を要する整理となっております。前述のとおり、全国各地に日々導入されるような設備については、一定の条件の単位による一括届出を可とすることを要望します。</p> <p>仮に、そのような一括届出が許容されない場合であって、届出後の導入前に設置場所を変更する等軽微な運用調整を行う際、事業者の負担を軽減するためにも、重要な変更として事前の変更届出を求めるような煩雑な運用となることがないよう要望します。</p>	<p>重要な変更については、本省令案で定めているとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>本制度の届出に関する記載事項や変更に伴う届出対応等が非常に多岐にわたり、また分野横断的な制度整理を基本とされているため、現時点で想定しえない事項で実際には対応が難しいケースが発生することも予想されます。本制度の運用開始まで、基本指針に則り事業者の過度な負担とならないよう留意いただき、届出の対応が合理的なものとなるよう検討・整理が進められることを強く要望します。</p>	<p>参考意見として承りました。</p>	<p>無</p>

		また運用開始後においても、適宜、業種毎の実態に即した現実的な届出運用が可能となるよう、本法律の附則に定められたとおり、運用状況を検討し、省令やその他解釈等を含め柔軟に見直しすることができるような制度設計及びその運用がなされることを要望します。	電気通信事業においては特定重要設備の数が数十から数万と相当の数になることを踏まえ、本制度の運用に当たっては、実効性を確保しつつ関係事業者等の皆様の負担の軽減が図られるよう、必要に応じて、省令や運用の見直しを行って参ります。	無
14	KDDI株式会社	特定社会基盤事業者による導入等計画書の作成にあたり、『本省令案第十条第二項第一号にて示す「供給者等」』（以下、本意見書において、「供給者等」。）からの情報提供が不可欠であり、国外の供給者等にも本制度を理解して頂く必要があります。そのため、当該供給者等の所在する国の政府や国際機関等（以下、「外国政府等」）から当該供給者等に対し、本制度の説明・周知等を頂くよう、本制度を制定した日本国政府から外国政府等への協力要請を要望します。合わせて、日本国政府として、英語等外国語による本制度の説明資料を作成の上、公表頂くことを要望します。	必要な周知・広報の実施について検討して参ります。	無
		導入等計画書の届出に際し、添付しなければならない書類について定められていますが、供給者等の役員に関する書類については、当該役員が外国人である場合、「旅券の写し」、「在留カードの写し」、「特別永住者証明書」に加え、「その他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類」（以下、「その他書類」。）が挙げられています。ここで挙げられている「その他書類」が、外国の公的機関等が発行した書類であるとすれば、その具体例を解説等で示して頂くとともに、日本国政府として常に最新の内容を公表頂くことを要望します。	御指摘の「その他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類」については、各国によって異なる当該書類を網羅的にお示しすることが困難であるため「その他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類」としているものであり、具体例については既に旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写しを示しています。なお、個別の事案について当該書類に該当するか判断に悩む場合等は、相談窓口にご相談ください。	無
		導入等届出書の審査結果に基づき出された勧告に対し、特定社会基盤事業者は、所定の様式により勧告への諾否等を、総務大臣に通知する旨が定められていますが、特定社会基盤事業者において、当該勧告の諾否等を検討するにあたっては、当該勧告に至った理由が必要と考えます。ついては、勧告を出すに際し、勧告に至った理由も特定社会基盤事業者に示して頂くことを要望します。	御意見として承ります。なお、法第88条で行政手続法の適用の除外が規定されており、命令等の理由は、国の安全等の観点から示さないこととしています。	無
		供給者等の名称変更については、あらかじめ、総務大臣への届出が必要となる「重要な変更」に該当するとされております。例えば、企業イメージ刷新等を目的とする等、供給者等に同一性が維持されるような単なる名称変更であれば、第二十六条に該当する変更として、事後報告すれば足りるものと考えます。	供給者等の名称の変更については、その変更がいかなる理由によるものかを問わず重要な変更としており、これは適当であると考えます。これは、一般に、供給者等にとって名称の変更とは大きな変更であることを踏まえ、その変更に至った理由も含めて、改めて審査を行う必要があると考えられるためです。	無
		導入等届出書の届出にあたり、リスク管理措置を講じていることを証する書類を添付することとされていますが、当該書類の内容については、特定社会基盤事業者と供給者等の間で認識を揃えた上での合意が必要です。この合意に至るためには、例えば、リスク管理措置の項目にある「不正な変更」「外部主体の指示」とは、日本国政府として、どのようなものを想定されているのか、解説等において、より具体的な例示を頂くことを要望します。	経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説において、「不正な変更」の説明については④-1及び④-2の解説で記載しており、「外部主体の指示」については⑮-1及び⑮-2の解説で記載しているとおりです。	無

パブコメ意見（総務省）

15	楽天モバイル株式会社	<p>基幹インフラの重要設備が日本国外から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止することを目的とする今般の制度改正の趣旨について理解いたします。</p> <p>他方、この省令案が施行された場合、各種の届出が膨大な数となり、これに係る事務も煩雑化することが想定されることから、事業者に過度な負担が及ぶことが危惧されます。</p> <p>つきましては、その運用に当たっては可能な限りの効率化を図るなど、極力各事業者の通常の事業活動の妨げとならない制度として頂きますようお願いいたします。</p>	<p>電気通信事業においては特定重要設備の数が数十から数万と相当の数になることを踏まえ、本制度の運用に当たっては、実効性を確保しつつ関係事業者等の皆様の負担の軽減が図られるよう、必要に応じて、省令や運用の見直しを行って参ります。</p>	無
16	(個人)	<p>&gt;公務所に提出する書類様式について全体的に事務についての誤り（利益目的の不適切な手続等）があると良くないので、届出書等については、法人番号の記載を行わせる方が良いと考える。（法人番号以外の、一意に事業者を特定出来るような識別番号等がある場合は無くても可としてよいと考えるが。）</p> <p>法人について、間違いなく一意に特定出来る形での手続とした方が良いと考える。</p>	<p>参考意見として承りました。</p>	無